

射水市営住宅等の指定管理候補者選定結果について

1 指定管理者制度を導入する施設

- (1) 名 称 射水市営住宅等
(市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設)
- (2) 所在地 射水市庄川本町 13 番 11 号外 13 箇所

2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
- ① 射水市営住宅等の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ② 射水市営住宅等の入退去に関する手続き業務
 - ③ 射水市営住宅等の住宅使用料の徴収に関する業務
 - ④ その他射水市営住宅等の管理に関して必要と認める業務
- (2) 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3 公募状況

- (1) 申請者数 1 団体
- (2) 申請者
・株式会社ホクタテ

4 審査結果

10 月 31 日（金）に開催された市営住宅等指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(1) 選定基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 市民の平等な利用の確保 (条例第 4 条第 1 号)	・ 市民の平等な利用が確保される内容になっているか。 (平等利用が確保されない場合は選定しません)	10
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第 4 条第 2 号)	・ 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 ・ 事業計画が施設の目的達成のためにふさわしい計画か。 ・ 事業計画が利用者等のサービス向上に資するか。 ・ 管理運営に要する経費は上限額を下回っているか。 ・ 必要な経費、収入が全て計上されているか。	45
3 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第 4 条第 3 号)	・ 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。 ・ 管理に必要な人員が確保されているか。 ・ 危機管理体制は適切か。 ・ 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。 ・ 職員の指導育成、研修計画が整備されているか。	35
4 特別提案	・ 自主事業の展開について ・ その他創意工夫のある提案について	10
合 計		100

(2) 結果概要

審査項目 申請者	1 市民の平等 な利用の確 保	2 公の施設の 効用の最大 限の発揮	3 公の施設の 管理を適正 かつ確実に 行うための 財産的基礎 及び人的構 成	4 特別提案	合 計 (500 点満点中)
(株)ホクタテ	3 8	1 7 0	1 5 3	2 6	3 8 7

指定管理者候補者：(株)ホクタテ

(委員採点)

応募者 委員	(株)ホクタテ
A	8 8
B	6 9
C	7 3
D	7 7
E	8 0
合 計	3 8 7

(総評)

(株)ホクタテは、過去 1 1 年間の本市営住宅等指定管理者としての良好な業務実績と会社経営状況が認められた。

※ 審査員 5 人の採点の合計で、合計欄の最高は 5 0 0 点となります。